小中一貫教育「変更なし」和泉市教委回答

施設一体型小中一貫校「南松尾はつが野学園」の開校が半年後にせまるなか、和泉市教委は泉北教組の要求書に対し、下記のように回答しました。

「１」の小中一貫教育の教育内容については、これまでの確認と「変更はない」との回答ですが、法改正を受けて「義務教育学校」となった新設校においても、「６・３制の枠組みを変えず」「学習指導要領の枠内」でとの原則が守られるようにすることが大切です。

「２」について、先行して施設一体型小中一貫校の運用が始まった他市では、開校後に様々な支障が発生しています。小学校側では「中学校の定期テスト中は、音を立てるのにも気をつかう」、中学校側は「定期テスト最終日でも16時までクラブができない」等々。今後も課題は山積です。

「４」小規模校については前回の「児童生徒数が減少したからすぐに学校を統廃合して施設一体型一貫校にするといった考えはない。」が消え、「統廃合の方向性となる場合」が想定された回答に変わりました。「小規模校の良さを活かす」という観点から、経費削減を主な理由とした統廃合には反対していきます。

泉北教組は、この回答内容を市民団体等とも協議し、和泉市教委と交渉・折衝を続けていきます。

泉北教組の要求書に対する和泉市教委回答（2016年9月23日）

１．＜和泉市の小中一貫教育の教育内容について＞

〈要求〉２０１４年2月７日の「回答」に変更が無いことを改めて確認すること。

〈回答〉２０１４年2月７日の「回答」に変更はない。なお、義務教育学校においては、兼務発令は必要ない。

２．＜はつが野新設校の施設設計について＞

〈要求〉教職員や保護者、地域住民からあがった意見のうちどれが採用されて、どれが採用されなかったかを明らかにすること。

〈回答〉

◇主な意見反映事項

○小学校教育、中学校教育におけるそれぞれの独自性が保持されるよう、中学生ゾーン、小学生ゾーンをイメージしつつ、各ゾーンを廊下でつなぐことで、一体性も確保した。

○体育館は、バレーボールコート３面利用できる大きさとし、プールは、小学生用、中学生用レーンを整備し、授業等への配慮を行った。

○図書室については、共用にすることとしたが、書架等の活用を行えば、読書スペースを分けることができるような運用対応を可能とするよう、普通教室の約５倍の大きさ（南松尾小中の４倍程度）を確保した。

○メインの運動場とあわせ、サブ的な活動スペースを確保した。

○職員室については、１室であるが、将来的な児童・生徒増や会議等の利活用も勘案しつつ、普通教室の約５倍の大きさ（南松尾小中の５倍程度）を確保した。

○保健室は、パーテーションで間仕切り対応が可能となるようにした。

○多目的トイレについては、体育館、校舎内、屋外利用用の３箇所に設置をした。

○チャイムについては、２系統で、フロアごとに放送可能とした。

○体育館の照明について、ＬＥＤ照明としたので、交換頻度が激減できるようにした。

○地域活動室の近くに多目的トイレを設置し、オムツの交換も対応可能とした。

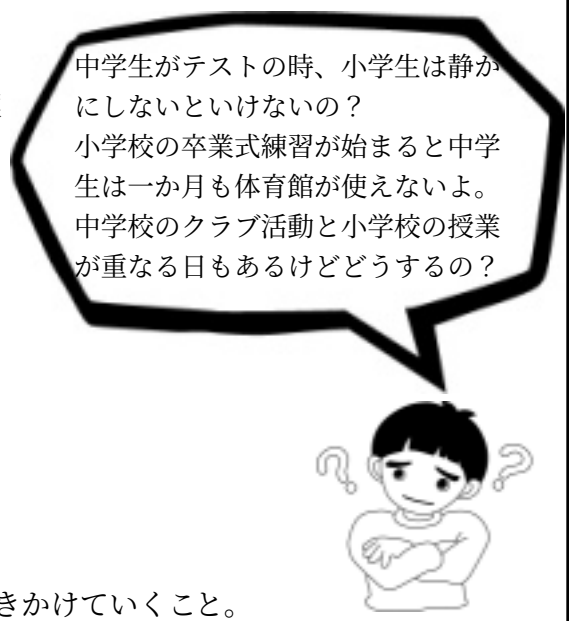

◆主な未反映事項

●全教室や廊下への防犯カメラの設置

●全教室への空調設置（将来対応可能な仕様にはしている）

●教室等への内線電話の設置

３．＜少人数学級の実現、教職員定数改善について＞

〈要求〉３５人以下学級、３０人以下学級の実現、教職員定数改善に向け国・府に働きかけていくこと。

〈回答〉引き続き、３５人以下学級、３０人以下学級の実現、教職員定数改善に向け国・府に働きかけていきたい。

〈要求〉和泉市の独自措置での小六、中一の少人数学級を実現すること。

〈回答〉和泉市の独自措置での小六、中一の少人数学級の実現については、現状では困難である。

４．＜小規模校について＞

〈要求〉安易な統廃合を行わないこと。また、学校統廃合の計画が生起した場合には、本組合と協議すること。

〈回答〉小規模校については、その基本的な考え方を整理のうえ、地域や保護者の意見、各学校の実情を踏まえ、あり方を検討する必要があると認識している。今後、地域等の意見を聴くなかで、統廃合等の方向性となる場合には、情報提供に努める。

※2014年2月7日の「回答」とは

・和泉市の小中一貫教育は、あくまで学習指導要領の枠内での取り組みであり、６・３制の枠組みを変えずに取り組む。
・学習指導要領の枠内での内容の精選・指導の重点化はあるが、「前倒し」教育を行うことはない。
・小中一貫教育の取り組み内容は、それぞれの中学校校区の子どもの状況・課題に基づき決めていく。特定の取り組みが画一的に押しつけられることはない。
・小学校高学年の教科担任は、原則として小学校教員がこれにあたる。ただし、乗り入れ授業の中学校教員によることも視野に入れる。
・乗り入れ授業の画一的な押しつけは行わない。乗り入れ授業には、原則兼務発令が必要であり、その際、兼務発令は学期単位で出すことができる。
・「小中一貫教育連絡協議会」の役割は、各中学校校区での小中一貫教育の取り組みを交流することにあり、特定の一貫教育の取り組みを各校に押しつけることはない。

生活と権利を守るため、講師の方も泉北教組に加入してください。組合費は月千円です。